

春日井市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の障害者福祉施設等の整備を促進し、もって障害者福祉の向上を図るため、予算の範囲内で、市内において障害者福祉施設等の整備を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては春日井市社会福祉法人の助成に関する条例（平成8年春日井市条例第4号。以下「条例」という。）及び春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者福祉施設」とは、次に掲げる障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の障害福祉サービスをいう。）を行う施設、同条第26項の福祉ホーム及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の身体障害者福祉センター並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。

- (1) 生活介護
- (2) 施設入所支援
- (3) 自立訓練
- (4) 就労移行支援
- (5) 就労継続支援
- (6) 共同生活援助

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が国庫補助対象事業として行う障害者福祉施設の新築、増築又は改築（前条第6号に掲げる障害福祉サービスを行うも

のにあつては、専用住居の新築に限る。)とし、補助金の対象となる経費は、障害者福祉施設の整備費とする。

(補助額)

第4条 補助額は、国が施設の整備に対して補助金を交付する場合の国庫補助基準額(補助事業が一の年度を超える場合においては、それぞれの年度の国庫補助基準額をいう。)に対して愛知県が交付する補助金の額の3分の1以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 条例第4条第5号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 算出内訳書
- (2) 設計図書

(補助条件)

第6条 規則第4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市障害者福祉施設設置基準(平成8年10月1日施行)に適合すること。
- (2) 入所者又は利用者については、市内に住所を有する者を優先させること。
- (3) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業費収支精算書

- (3) 収支決算書（見込書）
- (4) 補助事業の竣工写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) 愛知県の補助金交付決定通知書の写し
（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第10条の規定による補助金額の確定通知をした後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

（財産処分制限）

第10条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた障害者福祉施設を処分するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱の対象となる事業で事業が完了していないものを行っている者は、規則第4条第1項の決定を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により規則第4条第1項の決定を受けたものとみなされた者は、この要綱の施行の日から120日以内に、規則第3条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱の対象となる事業で事業が完了していないものを行っている者は、規則第4条第1項の決定を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により規則第4条第1項の決定を受けたものとみなされた者は、この要綱の施行の日から120日以内に、規則第3条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱の対象となる事業で事業が完了していないものを行っている者は、規則第4条第1項の決定を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により規則第4条第1項の決定を受けたものとみなされた者は、この要綱の施行の日から120日以内に、規則第3条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）及び第3条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年4月1日以後に申請のあった補助金の交付につい

て適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。